

旭川医科大学病院長補佐に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和3年10月6日病院長裁定)

旭川医科大学病院長補佐に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学病院長補佐に関する要項に関する申合せ(令和元年6月5日病院長裁定)の一部について、下記右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第2第2項関係</p> <p>病院長補佐の担当職務は、<u>臨床倫理</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>附 記</u></p> <p><u>この申合せは、令和3年10月6日から実施し、改正後の旭川医科大学病院の病院長補佐に関する要項に関する申合せは、令和3年9月16日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>旭川医科大学病院の病院長補佐の担当職務の範囲を見直し、もって旭川医科大学病院の円滑な管理運営を図るものである。</p>	<p>第2第2項関係</p> <p>病院長補佐の担当職務は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>(1) 病院機能評価担当</u></p> <p><u>(2) コ・メディカル担当</u></p> <p><u>(3) 救急医療担当</u></p> <p><u>(4) 国際規格ISO15189担当</u></p> <p><u>(5) 臨床倫理担当</u></p>